

第三十編
年
卷一

官職門 五
官制 五
海陸軍 五

1950

5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2

御覽濟

一陸軍省官制中改正ノ件
一海軍省官制中改正ノ件
臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十三日ヲ
以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上
奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十一年五月十三日

樞密院議長男爵臣平沼騏一郎

役將官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第六十四號

海軍省官制中左ノ通改正ス

別表備考中第一號ヲ第二號トシ以下順
次繰下ゲ第一號トシテ左ノ一號ヲ加フ

一 大臣及次官ニ任ゼラルル者ハ現

役將官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸甲 二 御覽濟内閣へ御下付

昭和十一年四月二十三日
御下付
陸甲

昭和十一年四月二十三日

内閣書記官長 藤田

内閣書記官

川島

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣

別紙陸軍大臣請議陸軍省官制

中改正ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ